

別記第12号様式

受付番号:

年 月 日

電子届出システム利用者ID確認申出書

出入国在留管理庁長官 殿

機関名称 _____

代表者氏名 _____

電子届出システムの利用者ID(旧「認証ID」)の確認を行いたいので申し出ます。

機関名称	(フリガナ)	
機関所在地	〒	-
法人番号(13桁)		
届出手続担当者氏名		
電話番号		
メールアドレス		
(公用欄)		

社員証等の機関名称と届出手続担当者氏名が併記されている資料(裏面参照)の提示(郵送の場合は写しの同封)が必要です。

留意事項

- 1 本申出書の提出をもって、留意事項を確認したものとみなします。
- 2 2026年1月5日以降に電子届出システムで利用者登録(利用者IDの取得)をした所属機関は、利用者登録時に登録した氏名(英字)及びメールアドレスを用いて同システム上で利用者IDを確認できますので、同システム上で確認してください。本申出書による確認は行えません。
- 3 機関名称と届出手続担当者の氏名が併記されている資料の例は、
社員証、職員証、在職証明書、申請等取次証明書、履歴事項全部証明書、登録支援機関登録(更新)通知書、届出済証明書等です。名刺は含まれません。
- 4 手続き後、利用者IDをお知らせるするメールが電子届出システムに登録されているメールアドレス宛てに送信されます。「@rasens-immi.moj.go.jp」のドメインを受信可能に設定してください。
なお、電子届出システムに登録されているメールアドレスが不明な場合、「電子届出システム利用者登録抹消申出書(所属機関用)」を提出後、改めて、利用者登録及び利用申出を行ってください。
- 5 郵送の場合、封筒に「電子届出システム利用者ID確認申出書 在中」と記載してください。
- 6 受付票は、交付致しません。

提出先

※ 各出張所においても、申出書を受け付けておりますが、手続きは各地方局・支局(空港支局を除く)で行います。
郵送による場合、下表を参考に、所属機関の所在地を管轄する地方局・支局宛てに送付いただけますと、手続きを円滑に進めることができます。

地方局・支局	住所
札幌出入国在留管理局	060-0042 北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第三合同庁舎
仙台出入国在留管理局	983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第二法務合同庁舎
東京出入国在留管理局 四谷分庁舎 <small>※郵送のみの受け付けです。受付窓口はありません。</small>	160-0004 東京都新宿区四谷1-6-1 四谷タワー14階
東京出入国在留管理局 横浜支局	236-0002 神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7
名古屋出入国在留管理局	455-8601 愛知県名古屋市港区正保町5-18
大阪出入国在留管理局	559-0034 大阪府大阪市住之江区南港北一丁目29番53号
大阪出入国在留管理局 神戸支局	650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎
広島出入国在留管理局	730-0012 広島県広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎内
高松出入国在留管理局	760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎
福岡出入国在留管理局	810-0073 福岡県福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第1法務総合庁舎
福岡出入国在留管理局 那覇支局	900-0022 沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎

記載例

受付番号:

2026 年 1 月 5 日

電子届出システム利用者ID確認申出書

出入国在留管理庁長官 殿

機関名稱 株式会社入管

代表者氏名 入管 一郎

- ・国税庁法人番号公表サイト検索結果の「商号又は名称」又は履歴事項全部証明書の「商号」
- ・教育機関は、「学校、大学等の名称」
- ・個人事業主は、「個人事業主の氏名」（屋号がある場合、「個人事業主の氏名（屋号）」）

電子届出システム (ID) の確認を行いたいので申し出ます。

- ・国税庁法人番号公表サイト検索結果の「本店又は主たる事務所の所在地」又は履歴事項全部証明書の「本店」
- ・教育機関は、「学校、大学等の所在地」
- ・個人事業主は、「主たる事務所の所在地」

機関名称	(フリガナ) カブシキガイシャニュウガ 株式会社入管											
機関所在地	〒 100	-	8977									
	東京都千代田区霞が関1丁目1番1号											
法人番号(13桁)	1	0	0	0	0	0	1	2	3	4	5	6
届出手続担当者氏名	入管花子											
電話番号	03-3580-×××											
メールアドレス	nyukan@immi.											
(官用欄)	届出手続担当者に連絡可能な電話番号を記入											

社員登録
参照

裏面留意事項4に記載のとおり、利用者IDをお知らせするメールは、電子届出システムに登録されているメールアドレス宛に送信されます。